



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	労働契約の基礎と法構造：労働契約と労働者概念をめぐる日英米比較法研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	國武，英生
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7058号
Issue Date	2018-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71803
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hideo_Kunitake_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 國 武 英 生

審査担当者	主 査	教 授	加 藤 智 章
	副 査	教 授	曾 野 裕 夫
	副 査	准 教 授	池 田 悠
	副 査	名誉教授	道 幸 哲 也

労働契約の基礎と法構造

－労働契約と労働者概念をめぐる日英米比較法研究－

社会経済のグローバル化に伴い、第三次産業、なかでもサービス業の比重が高まるとともに、使用者から具体的な作業指示を受けずに働く者など、従来の労働者性の判断基準が適合しない自営的な働き方が増加している。このような働き方をする者に労働関係法規が適用されるのか、が本論文における基本的な論点である。具体的には、イギリスとアメリカにおける雇用契約と被用者概念をめぐる歴史的展開と制度比較を行うことにより、わが国の労働契約と労働者概念をめぐる現行制度の特徴と問題点を解明し、今後の法制度のあり方を探ろうとするものである。

第1章「わが国における労働契約と労働者概念」では、労働者概念をめぐる判断基準が指揮命令関係の稀薄な者の労働者性を否定する結果となっており、新しい役務・サービスに対して、既存の典型契約の規定では十分に対応できていない問題状況を指摘する。

第2章「イギリスにおける雇用契約概念の形成と展開」は、雇用契約の概念の意義と限界、制定法レベルにおける労働法の規律のあり方について考察する。イギリスの雇用契約概念の形成過程を明らかにするとともに、近年では、雇用類似の従属的就業者に対応するために「被用者」と「独立契約者」にならぶ第3のカテゴリである「労働者（worker）」を採用している状況を論じている。

第3章「アメリカにおける被用者概念の形成と展開」では、被用者性の判断基準の多様性、立法目的と適用範囲の設定、法的規制の問題点等を分析し、法目的ごとに適用対象を変化させるアメリカ法のアプローチを明らかにし、法目的による判断基準の使い分けは法適用関係の判別を難しくしていることを指摘する。

続いて、シェアリング・エコノミーをめぐる訴訟を素材にして、イギリス法およびアメリカ法を検討するのが第4章「雇用関係の構造」である。イギリス法では、雇用契約論の再構成の議論が行われていること、「労働者」概念を見直す議論も展開されていること、アメリカ法では、「独立労働者（independent workers）」という概念を設定し、こうした者に団体交渉権等を付与する集団法的な対応の提案がなされていることなどを明らかにする。

以上の検討を前提にして、第5章「総合的理解の試み」は、わが国ではいかなる処理を行うべきかを全体的に考察する。イギリス法およびアメリカ法の検討を通じて、個人のサービス提供を対象とした労働市場法の必要性を指摘しつつ、社会保障法や独占禁止法など他分野とも連携・協働することによって、公正な労働市場を構築すべきとする。また、労働契約概念の再構成の検討が必要であると指摘するとともに、働き方の選択により社会保障法制等の取り扱いに大きな落差

が生じないような方策が必要であるとする。

本論文は、先の述べたようにイギリス法およびアメリカ法の検討を通じて、わが国における労働契約と労働者概念をめぐる現行制度の特徴と問題点を解明しようとするものである。それは労働法の理論的体系化の試みともいえるものであり、労働契約、労働者概念に関する歴史的な考察を前提に、シェアリング・エコノミーあるいはギグ・エコノミーに代表される新たな社会・経済局面における労働法制と労働市場のあり方をも考察の対象としている。雇用モデルの多様化に対して、労働法学はどのように対応すべきかを論じるものといいかえることができる。

シェアリング・エコノミーにおける新しい就労形態は、従来の労働法においては十分に捕捉しきれない現象であり、始まりつつある社会変容を前にした喫緊の検討課題である。本論文は、このような検討課題について、英米法の歴史的展開をふまえた検討を行い、わが国の労働法学における議論の確固たる土台を提供するものであること、また従属関係を問わない「個人的労働関係」という概念を設定すべきことを示した意義は大きい。さらに、比較法研究の過程で、従来の先行研究では明らかになっていなかった基礎的な事項が解明されていることも高く評価することができる。たとえば、雇用契約における服従義務は 19 世紀の主従法モデルにその深淵を見出すと理解されているが、本論文では、19 世紀の段階では、被用者と自営業者で二分する法的枠組みは確立されておらず、現代的な雇用契約概念は 20 世紀に入ってから確立したという最近の研究動向もふまえ、イギリスの基礎的な事項について明らかにしている点に特徴が認められる。

結論を急ぐあまり論述に丁寧さを欠ける部分も見られるものの、シェアリング・エコノミー等においては、サービス提供者、プラットフォーム企業及び利用者の 3 者関係をどのように位置づけるかについては関連法制も含めた考察が求められること、新たな労働法学の理論的体系化にあっては、経済法や社会保障法などとの接続も含めた考察が必要であることなど、検討課題についても十分認識されていた。

このように、本論文は、イギリス法およびアメリカ法の知見をもとに、労働法の核心的論点である労働契約と労働者概念を検討するものであり、検討課題についても十分認識されており、労働法学の新たな理論的体系化につながる論文であることから、審査委員全員一致で、博士(法学)に値する論文と判断した。